

令和6年度 第1回 八千代市通学区域審議会記録

日 時 令和7年3月12日 17時30分から18時50分
場 所 八千代市教育委員会 大会議室
議 題 (1) 八千代市立小中義務教育学校における通学区域の課題
公開又は
非公開の別 公開
出 席 者 <以下敬称略>
村山和一, 鷹野元嗣, 綱島照雄, 服部直也, 森千恵子, 山本正義,
市村順一郎, 宮崎幸子
事 務 局 教育次長 高原敬介, 教育総務課長 渡邊久貢, 学務課長 兒玉健司
指導課長 加藤英昭, 保健体育課長 宗像洋, 教育センター所長 向智広
学務課主幹 高岡洋介, 学務課員2名
傍聴者定員 5名
傍 聴 者 0名

審議会長 本日は、伊藤委員が所用のため欠席という連絡がございました。
また、委員2名が遅れてくるということですが、委員の出席が過半数に達しておりますので、八千代市通学区域審議会規則第5条第2項の規定により、本日の第1回八千代市通学区域審議会は、成立するものといたします。
それでは、これより会議を進めさせていただきます。

初めに確認事項でございますけれども、八千代市立小中義務教育学校の通学区域の現在の状況ということで事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局 本日は確認、報告、協議という順に進めさせていただきます。

今、会長からお話いただいた通り、まず確認の(1)通学区域の現在の状況についてご説明いたします。前のスライドにも映しておりますが、お手元の資料と同じものになりますので、見やすい方をご確認いただければと思います。

資料は2ページになります。

こちらは八千代市立小中義務教育学校の児童生徒数を載せた表でございます。中でも特に、今後の児童生徒数の大きな変動等が予測される地域について取り上げてご説明をさせていただきます。

②の村上地域。こちらは、現在、全体として減少傾向となっておりますが、令和7年3月末から、商業施設跡地に建設されている大型集合住宅の入居が開始されるため、今後、学区となっている村上小学校と村上中学校の児童生徒数の増加が予測されております。

続きまして、⑤高津・緑が丘地域でございます。こちらは、緑が丘駅近くの大型集合住宅や、西八千代北部の開発が現在も進んでいるという状況もございます。新木戸小学校、みどりが丘小学校の児童数が増加傾向にあります。

また、みどりが丘小学校の分離新設校が令和8年4月に開校予定で、現在、設立準備委員会において、開校までの準備を進めているところでございます。
「睦中学校区内の高津中学校許可学区の扱い」については、後程ご説明させて

いただきますが、現在、「令和8年度新中学校1年生まで認める」という扱いとなっていることをご承知おきください。

続きまして、資料の5ページになります。

こちらは現在、八千代市内で許可学区となっている地区の一覧でございます。先ほどご説明いたしました、高津中学校の許可学区については6番になっております。また、5番の吉橋工業団地ですが、こちらは睦小学区ですが、みどりが丘小学校へも通うことができる許可学区ということで設定させていただいておりますが、後程協議いただく地区でございますので、ご確認をいただければと思います。

確認の(1)については以上になります。

審議会長 ただいま、八千代市立小中義務教育学校の通学区域の現在の状況ということで事務局よりご説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますか。

ないようですので、続けて(2)の説明を、事務局お願いいたします。

事務局 続けて(2)について説明をさせていただきます。

資料の方が、3ページ、4ページとなります。

3ページが、小学校及び義務教育学校前期課程の就学率を基にした、児童生徒数の予測についてです。簡潔に表の見方をご説明いたします。スライドをご覧くださいと思います。

まず、表の中の赤く示した部分、こちらは令和6年5月1日現在の在籍の児童数となっております。そして、表の一番左側。こちらは、学校名とパーセントが書いてありますが、このパーセントについては、各学校の就学率となります。就学率は各学校の在籍児童数を、学区内に住んでいる児童数で割った値となっております。

続いて、表の一番右側、6年後の増減率です。緑色で示している部分になりますが、増減率が100%であれば、6年後も現在とほぼ同じ児童数、100%を下回ると減少傾向。逆に上回ると、増加傾向という見方をしていただければと思います。増減率は、令和12年度の合計を令和6年度の合計で割って求めた値になりますが、この表はあくまでも令和6年度の就学率をもとにして計算をしたものになります。

また、昨年度からすべての小中義務教育学校に特別支援学級が設置されましたので、令和6年度のところには載せておりますが、令和7年度以降につきましては現在のところ、学区が定まっていないため記載しておりません。こちらの特別支援学級の学区についても、後程ご協議いただく予定になっておりますので、ご承知おきください。

続きまして、4ページをご覧ください。

4ページは中学校及び義務教育学校後期課程の生徒数の推計になります。表の見方につきましては先ほどと同様でございますが、睦中学校と高津中学校、

こちらについてご説明をさせていただきます。この2校につきましては、高津中学校許可学区の適用期間により、生徒数の予測が異なるため、2つの予測を掲載しております。

後程ご報告いたしますが、高津中学校許可学区の適用を「令和8年度新中学校1年生」まで延長することとしております。したがって、スライドで見ただくと、令和8年度までは、上段も下段も同じ数字となっております。

令和9年度以降は、上段の①は、令和9年度に許可学区を取り止めた場合の生徒数の予測、下段の②は令和9年度以降も、許可学区を継続した場合の生徒数の予測となります。このようにして、2つのパターンで載せさせていただいておりますので、ご承知おきください。

確認については以上になります。

審議会長 小中義務教育学校の児童生徒数の推計ということで、説明をしていただきました。このことについて何かご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

それではないようですので、報告の方へお願いいたします。

審議委員 それでは、報告に移らせていただきます。

まず、睦中学区内における高津中学校区の高津中許可学区の扱いについてご報告いたします。

昨年度、本審議会の審議を経て、「令和7年度新中学校1年生」まで、許可学区の適用を延長することとしておりました。

その理由といたしまして、「現在、副市長を長とする全庁横断的な組織『西八千代地区小中学校等対策検討委員会』において、西八千代地区の中学校対策が検討されており、許可学区の複数年の延長、或いは廃止となった場合、『西八千代地区小中学校等対策検討委員会』によって定まる方針と、齟齬が生じてしまう可能性があり、当該地区にお住まいの方々に混乱を与えてしまう可能性があるため」ということで、延長をさせていただきました。これが昨年度、本審議会で審議をいただいた内容になります。

続きまして、令和5年度の「西八千代地区小中学校等対策検討委員会」において、「西八千代地区中学校対策の方向性」がまとまり、令和6年5月に公表いたしましたところです。そのまとまった方向性が、次の3つです。

「①既存施設（当該地区の市立小中学校、又は県立高校等）の活用を基本とする。」、「②当該地区の生徒数等の状況に応じて、既存施設に対し必要な改修、増改築を実施する。」、「③通学区域の変更は、子ども、保護者、地域への影響に配慮し、必要最小限とする。」となっております。

今後の進め方については、「西八千代地区の生徒数急増等に伴う中学校対策については、令和10年4月からの運用を目標に検討を進め、令和6年度末には方針を決定するように努めることとする」となっております。

この方向性をもとに、本年度も「西八千代地区小中学校等対策検討委員会」において、中学校対策の検討が行われております。

そして、令和7年度以降の高津中学校の許可学区の扱いについてでございますが、先ほどの「西八千代地区小中学校等対策検討委員会」において、中学校対策の方針が定まっていないことから、令和6年度の庁内検討委員会において、昨年度の八千代市通学区域審議会の審議を踏まえ検討したところ、「令和8年度新中学校1年生まで期間を延長する」とことといたしました。

すでに対象となる当該地区にお住まいの方々には、小学校を通じてお知らせをさせていただいておりますことをご承知おきください。また、西八千代地区中学校対策の方針が定まるまでは、令和5年度の本審議会の審議を踏まえ、教育委員会として、高津中学校許可学区の扱いについて決定していく予定でございます。

先ほど資料の5ページでご覧いただいた許可学区の扱いの中でも、記載させていただいておりますが、上から4行目になります。「令和3年3月31日、または八千代市通学区域審議会の審議結果をもとに、八千代市教育委員会教育長が定める日のいずれか遅い日まで適用する」となっておりますので、令和5年度の審議を踏まえ、来年度以降も教育委員会の方で検討させていただくという形になります。報告の1については以上になります。

続きまして、報告の2に進ませていただきます。

「（仮称）みどりが丘小学校分離新設校設立準備委員会の進捗状況」についてご報告いたします。前のスライドをご覧ください。

令和8年4月の開校に向けて、「（仮称）みどりが丘小学校分離新設校設立準備委員会」を立ち上げて、開校までに必要な事項の協議検討を開始いたしております。

設立準備委員会の委員は、地域の代表者、学校運営協議会の代表者、保護者会やPTAの代表、自治会の代表者等12名で構成され、全体の事務局を学務課が務めます。

また、開校までに必要な事項を検討していくにあたり、より詳細な調査や作業が必要となるため、A部会「教育環境の充実・安全」、B部会「学校運営」、C部会「保護者・地域連携」の3つの部会を設置し、教育委員会の各課が担当しております。こちらが設立準備委員会のつくりでございます。

現在までにすでに3回の設立準備委員会を開催いたしまして、協議等を行っております。それぞれの会の主な内容につきましては、第1回、委員の委嘱と、委員長と副委員長の選出。委員長には、高津・緑が丘地域学校協働本部の佐々木俊一氏が、副委員長には瀬口朗子校長が選出されております。

第2回の内容につきましては、「分離新設校の基本的なコンセプト」、「新たに在籍することになる児童の扱い」、「校名校章の選定方法」について検討

がなされております。特に「分離新設校の基本的なコンセプト」につきましては、「みどりが丘小学校から分離する新設校であること」また、「15 年～20 年後にみどりが丘小学校に戻ることを前提に協議がなされ、開校時の児童や保護者、15 年～20 年後の児童や保護者など、様々な面から検討を進めた結果、「みどりが丘小学校の連携校」を基本に据え、「当該校の校長や教職員、子どもや保護者、そして地域の住民によって、コミュニティ・スクールとして作られていく学校」というイメージが共有されるに至りました。今後はこの基本的なコンセプトに基づき、校名や教育課程等の検討を進めていくこととしております。

また、みどりが丘小から分離新設校に移っていただく必要のある児童の保護者の方の多くから、これまでの「説明及びご意見を伺う会」の中で、「開校時に6年生となる子どもたちは、小学校生活最後の1年間だけ共に過ごしてきた友達とも離れてしまうのは忍びない、どうにかできないか」と強くご要望をいただいていたことを受け、開校時に6年生となる児童の扱いについて協議がなされました。

その結果、令和8年4月の開校時に、6年生となるみどりが丘小学校の児童は、みどりが丘小学校に残る。また、その該当児童の弟や妹については、希望をすれば、兄弟の卒業までの1年間、みどりが丘小に通学することができるという内容に整いました。この学区変更の経過措置に伴い、シティハウス八千代緑が丘に居住する児童、許可学区となっている新木戸小学校西側の大和田新田の6年生においても、在籍しないことということになりました。そのため分離新設校は開校時に6年生が在籍せず、1年生から5年生での開校となる見込みです。

校名や校章の選定方法についても検討がなされ、みどりが丘小学校の児童を中心に、校名案の募集アンケートがすでに実施されております。

第3回の会議では「芝生」、「学校運営協議会及び地域学校協働本部」、そして「校名案候補の作成」について協議がなされました。

特に「校名案候補の作成」では、第2回の設立準備委員会後に実施したアンケートから、66件の校名候補が寄せられ、「コンセプトに沿っているのか」「親しみや愛着を持てるか」「類似等により、誤解を招くことがないか」「難しい漢字を使用していないか」の4つの視点から絞り込みが行われました。

最終的に7つの校名案候補に絞り込まれ、みどりが丘小学校の児童を中心としたアンケートを実施し、その集計を行っているところです。今後はそのアンケート結果をもとに、第4回設立準備委員会で最終的な候補の選定がなされる予定です。

参考資料といたしまして、設立準備委員会だより1号と2号をお配りさせていただいておりますので、後程ご覧ください。報告は以上です。

審議会長 「睦中学区内における高津中学校許可学区の扱い」，そして「（仮称）みどりが丘小学校分離新設校設立準備委員会の進捗状況」ということでご報告がございました。

このことについて何かご意見等ございましたらどうぞ。挙手をお願いいたします。

審議委員 先ほど「西八千代地区中学校対策の方向性」ということで，既存の小中学校及び県立学校ということが書かれていたのですが，実際問題として県立学校を使うということが，どの程度検討されているのかということを答えられる範囲で結構ですので，教えていただきたいと思います。

それから，令和7年度以降の高津中学校で，令和8年度新中学校1年生まで許可学区を延長するという話だったのですが，実際問題，中学校の教室等が実際足りるのか，もしよかったら教えていただきたいと思います。

事務局 まず県立の学校等の活用の可能性というところですが，こちらについては，県教育委員会が示しております「県立高校改革推進プラン」の方で，「第二次実施プログラム」というものが，今後定められていく予定になっております。その結果，県立高校等が使用できる可能性があるのではないかとというところで，現在，県教委の動向を注視しているところでございます。また，県立高校の扱いについては，県教育委員会の管轄になりますので，私たち市の方が何か言える立場にないということをご承知おきいただければと思います。

また，高津中学校の教室数についてですが，現在のところ，令和8年度以降数字を見ていただくと増加をしていくことにはなりますが，予測していたよりも生徒数の増加が少なくなっているというところがありますので，令和10年度までは何とか耐えられる見込みと考えております。

審議委員 高津中学校の教室数が何とか大丈夫ということなのですが，PTAの会長さんからもお伺いする限り，八千代中の規模で言うと高津中の1学年が学校の全体の規模になっている状況です。

合唱コンクールを考えると，八千代中に関しては市民会館を借りて1日で開催することができるのですが，高津中の規模になると1日では開催できず，学年でもちょっとぎりぎりやれるかな，ただ保護者が見られないというような，各学校で規模が違うことで，デメリットが出ている感じがするのですが。

今後この11クラスと10クラスになった場合，学年でさえもできないのではないかなと思ったとき，保護者の意見を加えてもらおうと，小学校までは何とか子どもたちの成長を見ることができる。しかし，中学校になるとイベントがとても少なくなる中で，せめて体育祭や合唱コンクールぐらいは，親としては見たいなと思う。また，高校に行ってしまうとスポーツをやっている子に関しては子どもの成長を見る機会があるのかもしれませんが，そうでない場合は全く見えなくなってしまう可能性がある。そのような子どもたちのみんなでやれる

事というのが1年生から3年生までの成長も見られるので、少し高津中学校の人数を考えると、先生方の指導も大変な中、合唱コンクールや体育祭というのもどうなのかなと保護者の意見としてあります。

事務局 ご意見ということで承らせていただきますので、ありがとうございます。

審議会長 今の意見に対してどうでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。

現在高津中学校に関しては、お手元の資料で見ていただいた通り、非常に大きなサイズの学校になっております。

そのような状況で教育活動を進めていく上で、多少の支障が出始めているというような認識を当然教育委員会でももっておりますので、今後ハードの部分で言いますと、高津中の教室数では収まらない生徒数になるということが見えております。このことにつきましては、令和4年度から、八千代市でも、副市長を長としております「西八千代地区小中学校等対策検討委員会」において、検討を続けてきているところです。

現在定まっているのは、方向性として先ほど資料にも出てきた県立の学校、もしくは市立小中学校等を活用して対応していくというようなことが方向性として定まっておりますが、さらに具体的方針を決めるということで、検討委員会を続けております。今後方針が決定し、なるべく早く高津中学校の過大規模化に対する対応策が定まるものと考えておりますので、まずはそれを急ぐことを進めて参ります。どのような方針で決まるかはまだわからないのですが、しばらくこの過大規模の状況が高津中学校で続きますので、いただいているお話なども当然のことながら基にしつつ、教育委員会としまして、当該中学校に通っていただく子どもや保護者たちが、少しでも安心していただけるような支援が必要なのかなと考えております。

今いただいたご意見は対策検討委員会へ伝えさせていただきながら、なるべく早くの方針決定等、しばらくの間の支援がなせればと思います。

審議委員 次年度中に何とか結論が出る感じですか。

事務局 結論のことで申し上げますと、先ほど担当からのご説明があったのですが、この令和6年度末までに方針を決定することに努めるというようなことで、これまでご案内しておりました。本日も3月の半ばですので、令和6年度末となると、あと2、3週間というところまで来ておるのですが、前回の市議会でも議員から質問がありまして、教育委員会教育長が答弁させていただいております。令和6年度末に方針決定することに努めるとしていたものを、現状を鑑みたときに、県立学校の方の動きがまだ定まっていないということから、ここで方針決定をしてしまうと色々な対応策が狭められてしまって、結果的に地域の保護者の方や生徒たちにも影響が出るだろうということで、令和6年度末に方針決定をすることに努めるとしていたものを、少し先に延ばすというご説明を

させていただいたところでございます。

よって、令和7年末とは言わず、委員の方からもありましたが、なるべく早く県教育委員会の動向を注視しながら、その状況を見て方針決定に努めるということにしているところでございます。

審議会長 よろしいでしょうか。

それでは、続いて協議に移ります。「八千代市立小中義務教育学校の通学区域における課題」ということで説明をお願いいたします。

事務局 本日の協議題につきましてご説明をいたします。まず、資料の1ページをご覧ください。

こちらは「八千代市通学区域設定の原則」となります。

1番から6番、そして学校の適正規模に関する補足ということで載せさせていただいております。

こちらを踏まえた上で、課題についてご説明をさせていただきます。

前の画面をご覧ください。

左側が八千代市立小学校の学区、右側が中学校の学区を示しているものになります。図中における、左側「①睦小学区内における吉橋工業団地のみどりが丘小許可学区」。続きまして、「②八千代台地区における小中学校の通学区域」。そして、図にはございませんが、③として、「特別支援学級の通学区域」の以上3点について協議をいただくことを考えております。

改めて整理いたしますと、「①睦小学区内における吉橋工業団地のみどりが丘小許可学区」「②八千代台地区における小中学校の通学区域」「③特別支援学級の通学区域」の3点になります。

①から順にご説明いたします。スライドをご覧ください。

中心の青色の部分が睦小学校の学区になります。そして周りの緑色の地域がみどりが丘小学区、オレンジのところ为新木戸小学区、そして黄色の地区が本審議会でも審議をいただきました、分離新設校の学区になる地域でございます。

その中に、こちらの赤色で囲んだ睦小学区内の吉橋工業団地と呼ばれている地区。こちらについては、現在、「みどりが丘小学校の大規模化に影響を与えない当面の間」という条件で、現在許可学区としてみどりが丘小を選択できる状況となっております。

しかしながら皆様ご存じの通り、みどりが丘小学区内の大規模開発により、児童数の急増、みどりが丘小学校が過大規模となる見込みがあることから、その過大規模化を解消するために分離新設小学校を設置するということに至っている状況でございます。

そうした中で、現状、こちらの許可学区については、先ほどの確認の場においてご覧いただいた通り、「みどりが丘小学校の大規模化に影響を与えない当

面の間」という条件つきとなっております。

資料の 5 ページ、下から 2 段目のところを改めてご覧いただければと思います。読み上げます。「吉橋工業団地。工業用途地域については、バス通学の利便性と通学距離を勘案し、平成 24 年 4 月 1 日から、八千代市立緑が丘小学校の大規模化に影響を与えることのない当分の間、保護者の申し出により就学指定校変更の措置がなされることを適当と考える」という条件になっております。ご確認いただいたように、現状みどりが丘小の大規模化が生じているのに、「大規模化に影響を与えない当面の間」という条件が、文言に書かれているというある種、矛盾した状況がそう生じているということに気づかれると思います。

それを踏まえ、こちらをご覧ください。こちらは令和 7 年 3 月 5 日時点の住民基本台帳をもとにした吉橋工業団地の許可学区内に現在居住している 0 歳から小学 6 年生までの児童数と、睦小とみどりが丘小のそれぞれに通っている人数です。5 歳児については、令和 7 年度の入学予定者となっております。

表の右から 2 つ目の列となりますが、こちらから読み取れる通り、現在、申請をしてこの許可学区からみどりが丘小に通学している児童数が 11 人ということになります。

先ほどの許可学区とする条件である「みどりが丘小学校の大規模化に影響を与えない当面の間」という条件と、この 11 人という数字の現状をどう読み、どう考えていくかが肝になるかと考えます。

この後、この地域の許可学区の扱いについて、ご意見をいただきたいと考えております。こちらが 1 点目の課題になります。

続きまして、2 点目。「八千代台地域における小中学校の通学区域」の課題についてです。左側の図が小学校の通学区域になりますが、緑色の地域が八千代台西小学区、真ん中が八千代台小学区、右側が八千代台東小学区となっております。ご覧の通り小学校の学区は縦長に 3 つに分かれております。そして、小学校の位置も 3 つとも南側にあるという状況でございます。

そして右側の図が中学校区ですが、北に八千代中学校、そして南側に八千代台西中学校と、今度は南北に分かれた中学校区の設定となっております。

このような通学区域のつくりとなっているため、小学校区と中学校区を重ねてみると、ご覧の通りになります。この中のこちらの地区、八千代台北 10 丁目と高津東 1 丁目 6 番地。ここにつきましては、小学校区が八千代台西小学校、そして中学校区が八千代中学校という地区になります。

そのため、この八千代台北 10 丁目に、現在居住している児童の保護者様からは、中学校進学時において、八千代台西中学校への進学を希望する声が寄せられることが多くございます。その理由の 1 つとして、この地区に居住している同じ学年の児童が少ない中で、進学先となる八千代中学校に行くことが非常

に不安であるという声もいただいております。

事務局としては、この学区の作りについて検討が必要ではないかと考えているところでございます。

それらを踏まえ、こちらは実際にこの地区に居住している児童の人数、それぞれの学校の進学先の人数でございます。

こちら令和6年5月1日時点の八千代台西小学校の児童数と、令和7年3月5日時点の住民基本台帳をもとにした、八千代台西小学校の八千代台北10丁目と高津東1丁目の地域に居住している、0歳から小学校6年生までの児童数と、その地域から八千代台西小に通っている児童、あとはその他の学校に通学している児童の人数となります。

この地区の八千代台西小に通う1年生から6年生までの合計が66人なので、八千代台西小の児童数の20%の児童がこちらから通学しているという形にはなりますが、中学校の就学指定校別に人数を確認すると、表の一番右側の列になります。約10名程度のお子様が、こちらの学区から八千代中学校の方に進学することになり、大半は八千代台西中の方に進学しているという状況がございます。この後、10丁目と高津東1丁目6番地の学区の扱い等についてもご意見をいただきたいと考えております。

最後に3点目。「特別支援学級の通学区域」でございます。

前の表は、令和7年1月末時点での各学校の児童生徒数、及び特別支援学級の種別ごとの児童生徒数をまとめたものになります。

そのうち、括弧で示しているものについては、学区外から通学している人数を示しております。さらにその括弧のうち、赤枠で囲っている人数については半数以上が学区外から通学しているところになります。

前の表で言いますと、八千代台小学校、勝田台南小学校が半数以上、学区外から通学しているというため赤枠で示しております。

続きまして中学校です。中学校では同様に八千代中学校、勝田台中学校、村上東中学校を赤枠で示させていただいております。

現在、八千代市における特別支援学級の通学区域については、本来の就学指定校の学区を原則としていますが、希望があれば学区外の学校にも就学できることとなっております。

これは、以前までは特別支援学級を設置している学校が少なかったということがありましたので、学区外の通学を認めているという状況になります。

しかしながら、今ご覧いただいたように、近年では各学校における特別支援学級の設置が進み、現在では知的学級は全校設置、自閉症・情緒学級においては、30校中25校に設置されていて、今後も設置が進む予定となっています。また、文部科学省では、「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」といたしまして、障害のある子どもが地域社会の中で積極的に

活動し、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成すること。また、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことが求められており、八千代市の現在の状況につきましては、文部科学省の示す「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」に繋がっていないのではないか、と懸念されるところです。

このような観点から、「特別支援学級の通学区域」の今後の扱いについて、ご意見をいただければと思います。説明は以上になります。

ではこの後、グループに分かれていただき、この3つの課題について各グループで、皆様のお立場から様々なご意見をいただきたいと思います。

また、今日いただいた意見で何か決まるということではございませんので、ご自由に、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

本日8名の委員になりますので、Aグループが、村山会長、森委員、山本委員、市村委員。Bグループが、鷹野委員、綱島委員、服部委員、宮崎委員でご自由に協議いただき、最終的にグループの代表から、この3点についてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

審議会長 それでは、AグループとBグループそれぞれのメンバーで協議をしていただければと思います。

今説明のあった3点の課題について、次年度の八千代市通学区域審議会のテーマにしていく観点から皆さんに協議をしていただきたいと思いますということです。どのようなご意見でも構いませんので、各グループで活力あるディスカッションをしていただければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

事務局 何かご質問があれば事務局の方で対応いたします。
お時間がきましたら、各グループで第一人、発表をお願いいたします。

～各グループで協議～

審議会長 協議いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、協議をしていただきました内容について、発表していただければと思います。Aグループの方からお願いいたします。

審議委員 1番のみどりが丘小学校のことですが、現状、みどりが丘小学校の過大規模化に影響を与えない限りという文言がついておりますが、人数を見てみると10人程度ということもあり、しばらくの間は現状維持で行くのがよいのではないかとことです。

ただ、その吉橋工業団地の中に大規模な住宅の開発がされるとか、マンションができるといった場合はまた事情も変わってくると思うので、それは残した方がよいのではないかとというようなお話になりました。

2 番目の北 10 丁目の件では、基本は八千代中学校が就学指定校だと思うのですが、友達の大多数が八千代台西中学校に行くという現状を鑑みると、基本的には学区は八千代中学校だが、八千代台西中学校も可能という許可学区にするのか、就学指定校の変更でいくのか方法はまた別ですが、そのような形がよろしいのではないかという意見です。

最後特別支援学級の件ですが、特別支援学級が今後すべての小中学校にということを見ると、居住している区域の学校に子どもたちが行くというのはそれが一番素晴らしいし、それが基本だと思いますが、例えば施設の現状でエレベーターがあるところとか、洋式のトイレがあるとかないとか、様々な状況がありますので、しばらくは現状を維持するのが良いのではないかという意見になりました。

審議会長 ありがとうございました。

それでは、Bグループよろしく願いいたします。

審議委員 ほとんど一緒です。

1 番目の吉橋工業団地の件ですが、みどりが丘小に通っている人数が少ないから、現状通りでよいのではないかという意見と、学区制度がある以上、その学区制度に従ってやるのが正しいだろうという意見。あとは、中学校は睦中になるのだから、睦小に行くべきであろうというご意見でした。

2 つ目、八千代台の小中学校の通学区域の件ですけれども、やはり 1 つ目は学区制の原則に則るのがよろしいのではないかと。あとは、その地域も許可学区にするというご意見もありました。しかし、許可学区が増えていくことが良いことかどうかという話がございます。何よりもここは小学校の学区がこれだけ横に長いというか縦に長いというか、これが一番の問題であろうというご意見が出ました。

あとはその特別支援学級の件ですけれども、大体共通して出た意見としては、すべての学校が受け入れることができるのであるならば、それは学区の学校へ行くのがよろしいのではないだろうかというご意見が出ました。

審議会長 今協議をしていただいた結果は、AグループBグループともに、ほぼ同じような協議内容なのかなと思われます。

今出された意見を参考に、来年度以降、また改めて協議をして解決をしていくものといたします。

委員の皆さんも、その際には本日協議をしたことを思い出しながら、またご意見等をいただければと思います。

それでは、続いて 5 番目その他に移りたいと思います。何かございましたらどうぞお願いいたします。

事務局 今回の通学区域審議会は、令和 7 年度の開催となります。現在、開催日は決まっておりませんので、改めて委員の皆様にご連絡をさせていただきます。よ

ろしく願ひします。

審議会長 ありがとうございます。

それでは、今事務局からあったように次回はまだ日にちが決まってないので改めて通知をさせていただきます。

今日の会議、確認、報告、そして協議ということで進めさせていただきましたが、今日の中で何かご意見等ございましたらお願いいたします。

審議委員 PTA の会長会でもお話があるのですが、地区ごとに子どもの人数が少なくなったり多くなったりは個別にしている中ですが、教育予算をもう少し拡充していただけるようなお話を教育委員会からもお願いしたいなと思っております。PTA がこれだけ縮小していくという時代も兼ねていまして、保護者の方々も努力している中で、教育予算をもう少し限られた人数の子どもたちに今後つけていただけるように、私たち保護者も努力している中ですので、教育委員会からもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

審議会長 今の要望、すいませんが汲み取っていただければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

審議委員 私も大和田西小のPTA会長ですけど、ぜひお願いします。

審議会長 それ以外は、何かございましたらどうぞ。ございますか。ありませんか。

それでは、令和6年度第1回の八千代市通学区域審議会滞りなく、協議事項並びに報告事項すべて終了いたしましたので、これにて散会いたします。

大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。